

奈良県高等学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

- 第1条 本連盟を奈良県高等学校体育連盟と称する。
第2条 本連盟の事務局は県立教育研究所内におく。

第2章 目的

- 第3条 本連盟は本県高等学校体育の健全な発展を図ることを目的とする。

第3章 事業

- 第4条 本連盟は第3条の目的を達成するための事業を行う。
- 1 高等学校生徒の諸体育大会の開催
 - 2 高等学校体育に関する調査・研究
 - 3 競技力向上及び指導者養成に関する事項
 - 4 その他本連盟の目的達成に必要な事項

第4章 組織

- 第5条 本連盟は県内高等学校及び高等部を置く特別支援学校で本連盟に加盟を認めた学校をもって組織する。
第6条 本連盟に競技種目別専門部及び定通部を置く。
第7条 新規加盟については、委員会を設置し、理事会にて決定する。

第5章 役員

- 第8条 本連盟に次の役員を置く。
- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1、会長 1名 | 2、副会長 若干名 | 3、理事長 1名 |
| 4、副理事長 若干名 | 5、事務局長 1名 | 6、常任理事 若干名 |
| 7、監事 2名 | 8、専門部長・副部長 | 9、専門委員長 |
| 10、幹事 若干名 | 11、顧問 | 12、理事 |

- 第9条 会長及び副会長は理事会において推薦する。
会長は本連盟を代表し会務を統轄する。
副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは職務を代行する。
- 第10条 理事長・副理事長・事務局長は常任理事会で推薦し理事会で承認を得る。
理事長・副理事長は会務を処理する。
- 第11条 常任理事は各ブロック・専門部・私学・定通部より選出する。
尚、必要に応じて会長指名により選出することができる。

常任理事は常任理事会を構成する。

- 第12条 理事は各学校及び専門部より1名ずつ選出する。
- 第13条 監事は会長これを委嘱し、会計を監査する。
- 第14条 専門部長・副部長は会長これを委嘱し、当該専門部を統轄する。
- 第15条 専門委員長は当該専門委員の互選により選出し当該専門部を処理する。
- 第16条 幹事は会長これを委嘱し、会計・庶務を処理する。
- 第17条 顧問は会長これを委嘱し、本連盟の重要事項について会長の諮問に応じる。
- 第18条 役員の任期は2ヶ年とする。ただし、重任を妨げない。補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

第6章 会 議

- 第19条 理事会は会長これを招集し、予算・決算・事業・その他重要事項を審議決定する。
- 第20条 常任理事会は会長これを招集し、本連盟が行う事業の立案・運営その他緊急な事項を審議し決定することができる。
- 第21条 理事会及び常任理事会は総員の2分の1以上の出席をもって開くことができる。

第7章 会 計

- 第22条 本連盟の経費は会費、補助金及び寄付金をもってこれにあたる。
- 第23条 会費は各全日制高等学校生徒1人当たり600円、定時制・通信制高等学校生徒1人当たり300円とし、5月末日までに納付するものとする。
- 第24条 本連盟の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第8章 附 則

- 第25条 本規約は理事会の議決により変更することができる。

- ◎第22条は、昭和52年4月に改正する。(会費の件)
- ◎第7条・第9条は、昭和55年5月に改正する。(副理事長を置く)
- ◎第7条は、昭和57年4月に改正する。(副会長の件)
- ◎平成5年4月30日一部改正する。
- ◎平成6年3月2日に改正する。(会費の件)
- ◎平成16年4月1日に改正する。(会費の件) (副理事長の件)
- ◎平成18年4月25日に改正する。(事務局の件)
- ◎平成19年4月1日に改正する。(事務局長の件)
- ◎平成26年4月24日に一部改正する。(新規加盟の件)
- ◎平成28年4月21日に一部改正する。(事務局移転の件)